

# 総合評価落札方式試行実施に関するQ & A

## 1 試行実施全般に関するQ & A

### (1) Q : 総合評価落札方式とは何ですか？

A : 総合評価落札方式とは、価格競争のみで落札者を決定する通常の入札とは異なり、公共工事の品質を高めるために、価格以外の過去の工事成績、工事実績等の要素も含めて、**価格と品質の両方を総合的に評価して落札者を決定する落札方式です。**

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日施行)により、公共工事の発注者(津市)は、公共工事の品質を確保するため、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を適切に実施することを責務として求められているものです。

## 2 入札参加方法に関するQ & A

### (1) Q : 総合評価に関する資料はどのような資料をどのように提出すればいいのですか？

A : 別添の評価項目算定資料を、個別公告に示す**提出期限までに調達契約課へ持参により提出**してください。記入方法等については、各様式に記載の説明及び別添「評価項目算定資料(一覧表及び記入例)」を参照してください。

### (2) Q : 郵便入札はどのように行うのですか？

A : **郵便入札は通常の条件付一般競争入札と全く同じ方法です。**指定封筒等に入札書と積算内訳書を封入の上、一般書留、簡易書留のいずれかにより郵便入札してください。

**総合評価に関する資料は郵便入札封筒には同封せず、必ず提出期限までに調達契約課へ持参し、提出**してください。

## 3 評価項目に関するQ & A

### (1) Q : 「本店等所在地」は所在地を証明する資料の提出は必要ですか。

A : 本店、支店、営業所等の所在地については、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている所在地で確認するため、資料の提出は不要です。

ただし、自社工場の確認については、所在地が津市内にあることがわかるパンフレット等(写し可)の提出が必要です。

### (2) Q : 津市内に本店、支店、営業所等、自社工場がある場合、評価点は合算されますか。また、津市内に支店や自社工場が複数ある場合は評価点は合算されますか。

A : 次の表のとおり評価点の合算は行いません。津市内に本店、支店、営業所等、自社工場がある場合は、市内本店業者として1点を評価します。また、津市内に複数の支店又は自社工場があったとしても、合算は行いません。

	本店等所在地			評価点
	本店	支店、営業所等	自社工場	
A社	津市内	津市内に2箇所	津市内に2箇所	1点(市内本店業者)
B社	津市外	津市内に2箇所	津市内に2箇所	0.5点(市内支店業者等)

**(3) Q : 「工事成績」の点数及び業種、金額を証明する資料の提出は必要ですか。**

A : 工事成績点は、工事成績認定書等の工事成績がわかる資料を提出してください。業種及び金額については、コリンズ登録の写しを提出してください。  
また、工事成績評価に係る実績一覧を提出してください。

**(4) 直近3件の工事は発注者が異なっても良いのですか。**

A : 発注機関は異なっても差し支えありません。  
なお、発注者は津市、三重県、国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局に限ります。過去5年間の受注工事が次のような場合、工事B、工事D、工事Eが評価対象となります。

過去5年間（平成30年4月1日から令和5年7月25日まで）を評価対象期間とした場合

工事名	施工完了日	発注者	備考
工事A	令和5年7月26日	三重県	評価対象期間外のため評価対象外
工事B	令和5年7月25日	三重県	直近工事1件目
工事C	令和4年7月25日	国土交通省関東地方整備局	評価対象外の発注者
工事D	令和3年7月25日	津市	直近工事2件目
工事E	令和2年7月25日	国土交通省中部地方整備局	直近工事3件目
工事F	令和元年7月25日	津市	直近工事4件目（評価対象外）

**(5) 施工完了日が同じ工事がある場合、どの工事の成績点が評価対象となりますか。**

A : 施工完了日が同日の工事が複数ある場合は、契約金額が高いものから順に評価します。次の例の場合、工事A、工事B、工事Dが評価対象となります。

工事名	施工完了日	契約金額	備考
工事A	令和5年7月25日	2億円	直近1件目
工事B	令和5年4月25日	4億円	同日完了工事のうち2番目に高額なため、直近3件目
工事C		3億円	直近4件目扱いとなるため、評価対象外
工事D		5億円	同日完了工事のうち最も高額のため、直近2件目

**(6) Q : 「工事実績」は該当する実績を全て提出しなければならないのですか？**

A : 工事実績に関する評価基準における件数が確認できれば結構ですので、評価基準以上の提出は必要ありません。例えば、同種・同規模として該当する工事実績が20件あっても、本件においてはそのうち10件分を提出すれば、評価基準に示された3点の評価点を得られることになります。

**(7) Q : 工事内容が確認できる書類とはどのようなものですか。**

A : コリンズ登録の写し（竣工登録済のもの）を提出してください。ただし、コリンズ登録の写しのみでは工事内容の確認ができない又は不十分な場合は工事内容がわかる図面等も提出してください。

**(8) Q : 障がい者雇用状況報告書等の写しとはどのようなものですか？**

A : 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しを提出してください。

雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類を提出してください。

**(9) Q : 労働安全衛生マネジメント認証の写しとはどのようなものですか？**

A : 評価機関による評価証、適合証明書等の写しを提出してください。

**(10) Q : 「市内本店業者施工率」はどのように評価されるのですか？**

A : 評価項目算定資料の一部として、市内本店業者施工率評価資料を提出してください。この場合に、自社及び一次下請け業者における市内本店業者の施工率に応じて最大1.5点の評価を行います。その後、落札した場合は、市内本店業者施工率評価資料を契約書に綴じ込みます。

**(11) Q : 「市内本店業者施工率資料」はどのように記載するのですか？**

A : 金額を基準に記載してください。例えば、元請業者が市内本店業者以外で、総額1億円の工事の場合に、一次下請A社(市内本店業者)に2,000万円分、一次下請B社(市内本店業者以外)に3,000万円分それぞれ契約する予定のときの市内本店業者施工率は20%となります。

**(12) Q : 「市内本店業者施工率」について、実際の施工において提出した資料に記載した市内本店業者施工率を下回った場合はどうなるのですか？**

A : 市内本店業者施工率については、契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを確認します。  
契約完了時の履行確認において、評価点の区分が下がる施工率となった場合は、指名停止の対象とします。例えば、市内本店業者施工率60%以上80%未満で申告したが施工において最終的に60%未満となった場合は、指名停止の対象とします。

**(13) Q : 評価資料提出時に申請した配置予定技術者の変更はできますか？**

A : 変更はできません。配置予定技術者に当たっては、当該工事に確実に配置できる方を選定してください。

**(14) Q : 監理技術者補佐を配置する場合、工事成績及び施工実績は評価されますか？**

A : 監理技術者のみを評価します。監理技術者補佐を配置したとしても評価しません。

**(15) Q : 監理技術者補佐として工事に配置したときの工事成績及び施工実績は評価されますか？**

A : 監理技術者補佐として工事に配置したときの工事成績及び施工実績は評価しません。

**(16) Q : 工場製作期間に主任(監理)技術者として工事に配置したときの工事成績及び施工実績は評価されますか？**

A : 工場製作期間に主任(監理)技術者として工事に配置したときの工事成績及び施工実績は評価しません。

**(17) Q : 「配置予定技術者」の工事成績平均点及び施工実績件数について、工事施工途中で配置技術者を変更した工事がありますが、その場合どのように取扱いますか？**

A : 主任（監理）技術者としての工事实績（工事成績平均点・施工実績件数）については、対象工事の契約締結日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した工事实績とします。

なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任（監理）技術者を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任（監理）技術者を交代している場合は、当該工事の現地施工期間の主任（監理）技術者として、当該工事の現地施工期間において、完成日を含む現地施工期間の2分の1以上の連続した期間に従事した実績とします。ただし、コリンズで従事期間の確認ができない場合は、従事期間がわかる書類の提出が必要です。

**(18) Q : 「若年技術者（45歳以下）の配置」について、どのように評価されるのですか？書類を提出する必要はないのですか？**

A : 本項目は、当該年度の4月1日時点で満45歳以下である技術者を配置予定技術者とした場合に評価するものです。

評価については、第6号様式（配置予定技術者評価資料）に添付していただく配置予定技術者の資格証の写しに記載された生年月日によって評価しますので、本項目について改めて資料を提出いただく必要はありません。

**(19) Q : CPDの推奨単位が定められていない団体の場合はどのように取扱いますか？**

A : 推奨単位を定めていない団体、証明書の発行を行っていない団体については、評価の対象としません。

また、1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とします。

さらに、推奨単位として「必要な単位」、「望ましい単位」を定めている団体については、「必要な単位」を推奨単位とします。

**(20) Q : CPDについて、発注業種に対応した運営団体からの証明に限りますか？**

A : 発注業種とCPD運営団体との関連は問いません。

**(21) Q : 建設キャリアアップシステムの登録とは何ですか？**

A : 登録とは、建設キャリアアップシステムへの事業者登録が完了していることをいいます。事業者登録にあたって発行された事業者IDの写しなど、評価資料提出時点において事業者登録が完了していることを証明する資料を提出してください。

なお、建設キャリアアップシステムへの事業者登録については申請後約3週間が必要（建設キャリアアップシステムHP内のQAより）とのことですので、事業者登録をする場合はお早めに申請していただくようお願いします。

**(22) Q : 建設キャリアアップシステムの運用とは何ですか？**

A : 運用とは、当該工事について現場・契約情報を建設キャリアアップシステムへ登録すること及びカードリーダーを設置することをいいます。評価資料提出時点において運用するとして申告した場合に評価します。ただし、評価資料提出時点において事業者登録されている業者に限りません。

その後、落札した場合は、建設キャリアアップシステム評価資料を契約書に綴じ込みます。

**(23) Q : 建設キャリアアップシステムの運用の確認はどのように行われるのですか？**

A : 実際の運用については、現場管理者 ID 登録完了メールの写し又は現場管理者 ID でのログイン画面の写し、及び現場に設置したカードリーダーの設置状況が分かる写真の提出により確認します。  
なお、評価資料提出時点において運用するとして申告したが、当該工事を受注後、実際に運用しなかった場合は、指名停止の対象とします。

**(24) Q : 建設キャリアアップシステムを運用した場合、カードリーダーの購入費用やカードタッチ利用料について、増額変更されるのですか？**

A : 総合評価落札方式においては、津市において運用に係る費用の負担は行いません。受注者において負担してください。  
ただし、建設キャリアアップシステム活用モデル工事においては、カードリーダーの購入費用及びカードタッチ利用料について、津市において負担（一部上限あり）し、増額変更の対象とします。詳細については、建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書をご確認ください。

#### 4 総合評価方法に関するQ & A

(1) Q : 価格点80点、価格以外の評価点20点の加算方式とはどういうことですか？

A : 【加算方式とは】

価格点と価格以外の評価点を合計した総合評価点が最も高い入札者を落札者とする評価方法です。

【価格点80点について】

開札時に入札参加者の入札価格に応じて評価される点数です。予定価格の範囲内で失格基準価格以上の入札者を対象として、次のとおり開札時に点数化します。

価格点の算出方法

(入札価格 > 低入札価格調査基準価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

(入札価格 ≤ 低入札価格調査基準価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格}) / 10}$$

※失格価格とは、失格基準価格

低入札価格とは、低入札価格調査基準価格のことです。

※価格点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示します。

【価格以外の評価点20点について】

評価項目算定資料提出期限までに調達契約課に提出された総合評価に関する資料に基づき、入札参加者ごとに価格以外の評価点(20点満点)を算出します。

(2) Q : 価格以外の評価点(20点満点)はどのように公表するのですか？

A : 評価項目算定資料提出期限までに提出された総合評価に関する資料に基づき、入札参加者ごとに価格以外の評価点(20点満点)を算出し、個別公告に示す日時にHPで公表します。入札参加した場合は、必ず評価項目ごとの評価点を確認してください。点数に疑義がある場合は、自らの審査結果(点数)については調達契約課へ照会することができますが、他の入札参加者の審査結果(点数)については一切回答できませんのでご了承ください。

## 5 低入札価格調査に関するQ&A

### (1) Q：低入札価格調査基準価格とは何ですか？

A： 総合評価落札方式では、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして低入札価格調査基準価格を設定します。総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施し、調査の結果、落札者とならない場合があります。

低入札価格調査基準価格は、津市低入札価格調査試行要領において規定する方法により算出します。

### (2) Q：低入札価格調査はどのように実施されるのですか？

A： 入札時に提出された積算内訳書による審査（1次審査）と、「当該価格で入札した工事が施工できる理由」など低入札価格調査の実施にあたって改めて提出いただく（開札日の翌日から起算して3日後を期限とする。）書類による審査（2次審査）により調査を実施します。

### (3) Q：積算内訳書による審査（1次審査）はどのように実施されるのですか？

A： 開札の結果、第1順位者の入札価格が低入札価格基準価格を下回った場合に、低入札価格調査の1次審査として、入札時に提出された積算内訳書の全ての費目において発注者の設計金額に以下の表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）以上であることを確認します。

積算内訳書の判断基準の算定に用いる割合

区分	直接工事費	間接労務費＋ 共通仮設費	工場管理費＋ 現場管理費	一般管理費等
鋼橋製作・架設工	95%	85%	80%	45%

### (4) Q：提出書類による審査（2次審査）はどのように実施されるのですか？

A： 1次審査を通過した業者に対し、開札日の翌日から起算して3日後を提出期限とし、「当該価格で入札した工事が施工できる理由」などの低入札価格調査書類の提出を求めます。提出された書類及び事情聴取（必要に応じて実施）に基づき、当該価格で適正な施工が可能であるかの審査を行います。

審査については、津市低入札価格調査マニュアルに基づき実施しますので、詳細については津市低入札価格調査マニュアルをご覧ください。

なお、低入札価格調査書類の作成にあたっては、入札参加時に提出した評価項目算定資料届出書に記載した内容との整合性にもご留意ください。例えば、評価項目算定資料届出書において市内本店業者業者施工率60%以上80%未満（自社施工を含む。）として届け出たにもかかわらず、低入札価格調査資料において提出する下請予定業者計画書の内容が、市内本店業者業者施工率60%未満（自社施工を含む。）となっていない場合、失格等となる場合がありますのでご注意ください。

### (5) Q：低入札価格調査を経て契約した場合、通常の場合と比べて違いはありますか？

A： 低入札価格調査を経て契約した場合、以下の事項が適用されます。

- ・ 監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること
- ・ 契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること
- ・ 前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること

**(6) Q : 低入札価格調査を辞退することはできますか？**

A : 低入札価格調査を辞退したい場合は、評価項目算定資料の提出期限までに別添の低入札価格調査辞退届を調達契約課へ持参にて提出してください。ただし、この場合、落札者とはなりません。  
なお、評価項目算定資料提出期限後の提出は受け付けません。開札後に、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、指名停止等の措置を行うことがあります。

**(7) Q : 失格基準価格とは何ですか？**

A : 失格基準価格とは、総合評価落札方式において、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、通常の価格競争における最低制限価格に代わって設定できる価格のことをいいます。失格基準価格未満の場合は、総合評価点の算出は行わず失格とします。

失格基準価格は、下記算定方法により算定（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）します。

(失格基準価格の算定方法)

区分	算定方法
鋼橋製作・架設工	直接工事費×0.95＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.85＋ （工場管理費＋現場管理費）×0.8＋一般管理費等×0.45

**(8) Q : 重点調査基準価格とは何ですか？**

A : 重点調査基準価格とは、低入札価格調査において、積算内訳書の判断基準（1次審査）を満たした場合に実施する、提出書類等による審査（2次審査）について、通常調査と重点調査に隔てる基準価格のことをいい、低入札価格調査基準価格の97%（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として算出します。調査対象者の入札価格が、重点調査基準価格以上の場合には、通常調査を実施し、重点調査基準価格未満の場合には、通常調査より詳細かつ重点的な調査である重点調査を実施します。